

建築設計及び工事監理業務等委託の調査要領

(趣旨)

第1 県土マネジメント部の所掌する建築設計及び工事監理業務等委託（以下「業務委託」という。）契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督（本要領においては、「調査」と読み替える。）の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(対象)

第2 この要領における業務委託の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る設計業務並びに積算業務及び意図伝達業務をいう。）
- 二 建築又は建築設備に関する診断業務
- 三 建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務をいう。）

(用語の意義)

第3 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 契約書 建築設計業務委託契約書、建築工事監理業務委託契約書、建築設計業務及び工事監理業務委託契約書をいう。
- (2) 仕様書 建築設計業務委託共通仕様書、建築工事監理業務委託共通仕様書及び特記仕様書をいう。
- (3) 所属長 委託業務を担当する課（室）長（委託業務が出先機関の担当するもの場合は、当該出先機関の長）をいう。
- (4) 調査職員 契約書及び仕様書に定める職員をいう。

(5) 検査職員 契約書及び仕様書に定める職員をいう。

(調査責任者)

第4 調査職員を指揮するため、調査責任者をおく。

2 調査責任者は、所属長とする。

3 委託業務を担当する課(室)の主幹又は課(室)長補佐(委託業務が出先機関の担当するもの場合は、当該出先機関の課長)は、調査責任者を補佐する。

(調査職員の体制)

第5 所属長は、別表「調査職員区分表」に基づき、当該所属の技術吏員のうちから、調査職員をおく。

(調査職員の任命)

第6 任命は、「調査職員任命伺」(第1号様式)により行うものとする。

なお、調査職員は、すべての成果物の引渡し完了をもって、特別の手続きを要することなく免ずることとする。

2 人事異動等により調査職員を変更する必要がある場合は、速やかに「調査職員任命伺(変更)」(第2号様式)により任命替えの措置を講じなければならない。

(調査職員の通知)

第7 所属長は、委託契約締結後、直ちに、調査職員の氏名等を「調査職員通知書」(第3号様式)により受注者に通知するものとし、調査職員を変更したときは、「調査職員変更通知書」(第4号様式)により通知するものとする。

(調査職員の業務分担)

第8 調査職員は、契約書及び仕様書で定める事項の範囲内において調査業務を行うものとする。

2 調査職員の業務のうち、重要なものについては総括調査員、軽易なものについては一般調査員、それ以外のものについては主任調査員が分担するものとし、特に調査責任者が指示したもののほか、おむね次の各号に掲げる権限を有するものとする。

(1) 関連する2以上の業務委託における工程等の調整

[総括調査員、主任調査員]

(2) 仕様書に基づき受注者から提出された業務計画書等の審査及び業務委託の進捗管理

[総括調査員、主任調査員]

(3) 業務の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の調査責任者又は上席調査員に対する報告

[総括調査員、主任調査員、一般調査員]

(4) 契約の履行についての受注者に対する必要な指示、承諾又は協議等

[総括調査員、主任調査員、一般調査員]

(5) 仕様書等に基づく業務委託実施のための打合せ記録簿の確認

[主任調査員、一般調査員]

(6) 仕様書等に基づき受注者が作成した図書の審査

[主任調査員、一般調査員]

(7) 仕様書等に基づき受注者が作成した図書の承諾

[総括調査員、主任調査員]

(8) 検査員の「確認検査」及び「部分引渡し検査」に先立つ、当該成果物及び当該引渡し成果物の確認

[総括調査員、主任調査員、一般調査員]

3 前項第(4)号で規定する指示及び承諾並びに第(7)号で規定する承諾のうち、重要なものは契約書に定める指示書によるものとし、軽易なものは契約書に定める打合せ記録簿とすることができる。指示及び承諾後、速やかに、調査責任者及び総括調査員に報告する。

4 契約書第15条第1項で定める管理技術者等の交換要求については、原則として調査責任者又は総括調査員の名において行うものとする。

(事故報告)

第9 調査職員は、当該委託業務において、事故が発生したときは、受注者に早急に事故報告書を提出させ、その内容を確認するとともに、速やかに調査責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。